

とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり健康省エネ住宅性能基準(令和2年1月28日付第201900271095号生活環境部長通知。)を満たす体感施設の建設に要する資金の一部を助成することにより、県民がとっとり健康省エネ住宅の性能を体感できる機会を創出し、とっとり健康省エネ住宅の普及促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。
- (3) 高性能建材 外気に面する部分のガラス、窓、ドア及び断熱材などとっとり健康省エネ住宅に対応するために必要となる高性能な建材をいう。
- (4) とっとり健康省エネ住宅体感施設 とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱(令和6年2月21日付第202300284907号生活環境部長通知。以下「証明制度要綱」という。)第5条第1項の規定による基準適合証明書の交付を受けた建築物で、次に掲げる要件を全て満たす建築物をいう。
 - ア 鳥取県内で新築又は改修する建築物であること。
 - イ 県内事業者がその建設工事の施工を行うこと。
 - ウ 別表の第2欄に掲げる建築物であること。
 - エ とっとり健康省エネ住宅の性能を体感できる施設であることをホームページ等により周知すること。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う者(地方公共団体を除く。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額(千円未満は切り捨てるものとする。)以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、補助事業に着手する前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の日以降かつ当該交付決定日の日が属する年度内に着工し、かつ翌年度の3月20日までに補助事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 口座振込依頼書

(2) 検査済証の写し

(3) 証明制度要綱第5条第1項の規定による基準適合証明書の写し

(4) 完成写真

(5) その他住宅政策課長が必要と認める書類

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告書)

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第4号によるものとする。

(調査協力)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた建築物について県が行う調査に協力しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、10年とする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
とっとり健康省エネ住宅対応工事	(1) モデルハウス (2) 宿泊施設 (3) その他住宅政策課長が認める用途	とっとり健康省エネ住宅の構成要素となる高性能建材の購入及び工事に要する経費	1/3	2,000 千円/棟

様式第1号（第5条、第8条関係）

とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業計画（報告）書

私は、とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請（実績報告）内容について、下記のとおり確認しました。

年 月 日

〒 -
申請者 住所
氏名
電話

記

1 設計概要

建築物所在地			
性能区分	<input type="checkbox"/> T-G1	<input type="checkbox"/> T-G2	<input type="checkbox"/> T-G3
用途			
延べ面積	m ²	階数	階建
工事着手日	年 月 日	工事完了日	年 月 日

※事業計画書の場合には、予定日を記載すること。

2 補助事業概要

工事請負費	
うち補助対象経費	
補助金額	

※補助対象経費の内訳がわかる資料を添付すること。

3 確認項目

確認欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	県内に本拠を置く事業者の施工であること。
<input type="checkbox"/>	翌年度の3月20日までに工事が完了すること。
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に国費又は県費を財源とする他の補助金を充当しないこと。
<input type="checkbox"/>	とっとり健康省エネ住宅の性能を体感できる施設であることをホームページ等により周知すること。

<施工者の確認>

上記の記載内容について相違ないことを確認しました。

住所	〒 -
事業者名	
代表者名	
担当者名	
電話	
メールアドレス	

様

鳥取県知事

印

とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額についてとっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金交付要綱（令和7年 月 日付第 号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったとっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の実績報告時に補助対象経費より除いた仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額に補助率をかけたもの） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙 (第8条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

鳥取県知事

様

〒 ー
申請者 住所
氏名
電話

とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	とっとり健康省エネ住宅体感施設整備モデル事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込	円	円
着工年月日	年	月 日
完成予定年月日	年	月 日